

一般廃棄物許可業者にごみ収集を依頼している事業者の皆様へ

京都市からのお知らせ



業者収集ごみは必ず

透明袋

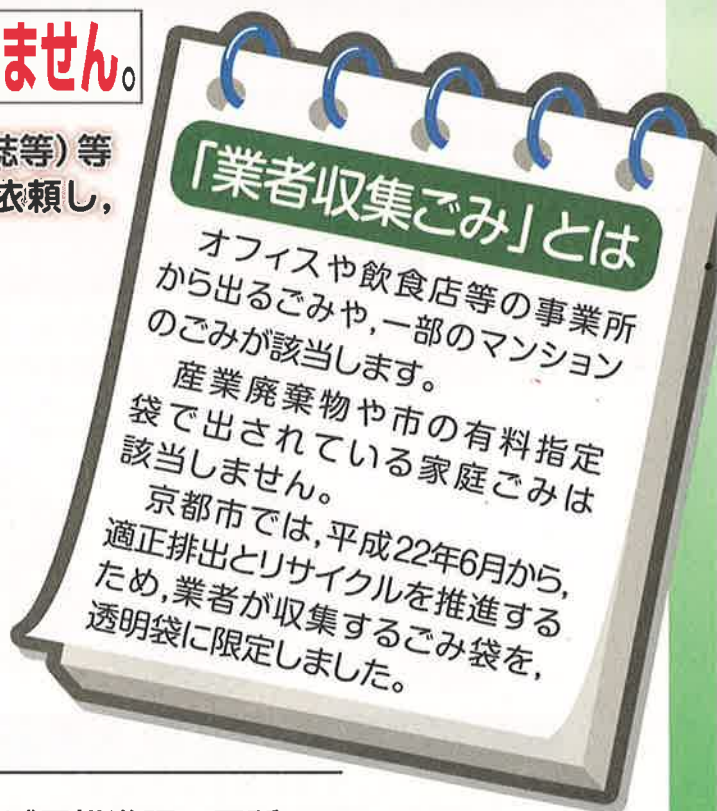
(無色透明又は白色透明に限る)

でお出してください

黒袋、青袋、ダンボール箱で出されたごみは収集できません。

平成23年1月からは、在庫の黒袋や青袋も使用できません。

缶、びん、ペットボトル、古紙(ダンボール、新聞紙、雑誌等)等の資源物については、収集業者等に分別収集を依頼し、リサイクルしてください。



お問い合わせ先

京都市環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課 電話 366-1394
京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階

・事業ごみの収集依頼や「京都市推奨事業系ごみ袋」の販売について
京都環境事業協同組合 電話691-5516 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

Q&A

Q1 どのような透明袋でゴミを出せばよいのですか

袋の中に入れた新聞紙の文字が読める程度の透明（無色透明又は白色透明に限る）の袋です。

大きさは、90リットルまでで、ゴミを入れても破れない丈夫な袋をお使いください。



Q2 「透明袋」はどのように入手すれば良いのですか

スーパーや小売店等でお買い求めください。

収集業者や京都環境事業協同組合（TEL691-5516）でも透明の「京都市推奨事業系ごみ袋」を取り扱っていますので、御相談ください。



Q3 なぜ、「透明袋」で出さなければいけないのですか

京都市では、次世代によりよい環境を引き継いでいくため、資源ごみの分別を進めており、ゴミが見えることにより、分別意識が高まり、資源ごみの分別が促進されます。

また、危険物の混入防止にも効果があり、収集作業中の事故防止になります。



Q4 黒袋や青袋は平成23年1月以降収集されないのですか？

オフィスや飲食店等の事業所については、経過措置として、平成22年12月末までは、在庫の青袋や黒袋等に関し、お使いいただけましたが、それ以降は黒袋、青袋等中身の見えないごみは収集できません。

「透明袋」をご使用ください。

Q5 袋に入れにくいものはどのように出せばいいですか

生花等はひも等で束ねてお出しください。袋に入れず、ごみ容器に直接入れて、中身のゴミを収集業者に収集してもらっても構いません。ただし、そのときは一度収集業者にご相談ください。

また、ダンボール箱に入れてゴミを出すことはできません。



一般廃棄物許可業者手数料の引き上げについて

皆様が収集業者に支払われている料金の中から、京都市は焼却処分などに必要となる手数料を徴収しております。今後、この処分手数料を段階的に引き上げますので、適正な料金の負担にご理解、ご協力をお願いします。



変更時期	手数料額
平成23年3月末まで	100kgまでごとに 650円
平成23年4月～	// 800円
平成26年4月～	// 1,000円

